

# とくしま県民活動プラザ設置運営要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、とくしま県民活動プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 魅力ある、個性豊かで活力に満ちた徳島づくりを進めていくため、ボランティア、NPO、地域づくり等の社会貢献活動（以下「社会貢献活動」という。）を行っている方々や、これから社会貢献活動に参加したいと考えている方々の自主的、自立的な活動を支援するため、プラザを徳島市東沖洲2丁目14沖洲マリンターミナルビル内に設置する。

その

## (事業内容)

第3条 プラザの事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島県内で県民や県内の団体が行う社会貢献活動（この条に限り、以下「県民活動」という。）に関する情報ターミナルを目指し、様々な情報を収集・提供する一方、各種媒体を通じて、様々な活動の紹介や社会貢献活動の啓発、情報提供等を行う。
- (2) 県民活動のための会議や資料づくりが効率的に行えるよう、活動の場として整備するとともに、様々な活動を行っている方々が出会い、交流できる場を提供する。
- (3) 県民活動に関する様々な相談に対応するとともに、県民活動を行う団体の健全な発展を応援するための各種支援を行う。
- (4) 県民活動を発展させるための人材育成研修や、県民一般への普及啓発を目的とした各種講座等を開催する。
- (5) その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業を行う。

## (休館日)

第4条 プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）
  - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ理事長

(以下「理事長」という。)が特に必要があると認めた場合には、臨時的に休館にすることができる。

#### (利用時間)

第5条 プラザの利用時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合には、施設の全部又は一部において、午前10時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災による被害が予想される場合その他理事長が特に必要があると認めた場合には、利用時間を変更することができる。

#### (利用団体の要件)

第6条 プラザの設備等を利用しようとする団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 特定非営利活動法人又は社会貢献活動を目的とする法人若しくは法人格を有しない団体であること。
- (2) 主として徳島県内に拠点を設け、社会貢献活動を行い、又はこれから始めようとする団体であること。
- (3) プラザの利用により、徳島県社会貢献活動の促進に寄与すると認められること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。

#### (利用者等の義務)

第7条 プラザを利用する団体又は者（以下「利用者等」という。）は、この要綱及び理事長が別に定める利用案内書を遵守しなければならない。

2 利用者等は、その責によりプラザの施設、設備又は機器類を滅失、汚損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害が天災その他やむを得ないものと認められる場合は、その損害賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

3 プラザの施設、設備又は機器類のうち、理事長が別表に定めるもの（以下「設備等」という。）については、次に掲げる要件を満たす団体が、社会貢献活動の目的のために使用する場合に限り利用できるものとする。

(団体登録)

第8条 設備等を利用しようとする団体は、あらかじめ団体登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、登録の申請をしなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約・会則等
- (2) 活動実績書又は活動計画書
- (3) 会員名簿又は役員名簿
- (4) 代表者又は連絡担当者の身分の証明ができるもの(運転免許証の写し等。ただし、身分が証明できるものに記載された本人が提示することで添付を省略できる。)

2 理事長は、前項の規定により登録を申請した団体のうち設備等を使用することが適当であると認められるものを登録し、団体登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付する。

(登録内容の変更)

第9条 前条第2項の規定により登録証の交付を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、同項の規定により登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに団体登録変更届(様式第3号)により届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第10条 理事長は、申請書に虚偽の記載があった場合、登録団体に重大な瑕疵があった場合又は設備等を使用することが適当でないと認められる場合は、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された団体は、登録証を理事長に返却しなければならない。

3 登録の抹消を希望する登録団体は、団体登録取消届(様式第4号)に登録証を添えて届け出るものとする。

4 理事長は、前項の届出があったときは、速やかに当該団体の登録を抹消するものとする。

(登録証の再発行)

第11条 登録団体は、登録証を紛失した場合、団体登録証紛失届(様式第5号-1)により届け出るとともに、団体登録証再発行願(様式第5号-2)により再発行の

願い出をするものとする。

2 理事長は、前項の願い出があったときは、速やかに登録証を再発行するものとする。

(利用制限)

第12条 理事長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合、その者の入館を断り、又は退出させることができる。

(1) プラザ内で次に掲げる行為を行い、又は行うおそれのある者

ア 政治活動を目的とする行為

イ 宗教活動を目的とする行為

ウ 営利活動を目的とする行為

エ その他公序良俗に反する行為

(2) プラザ内における秩序を乱し、又はプラザ内の安全をおびやかし、若しくはおびやかすおそれのある行為をする者

(3) 泥酔者その他利用者に迷惑を及ぼす者

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プラザの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。ただし、当分の間、改正前の様式を有効なものとする。

認定特定非営利活動法人 とくしま県民活動プラザ  
理事長 殿

団 体 登 録 申 請 書

当団体は、とくしま県民活動プラザを利用したいので、団体登録を申請します。  
本プラザの利用に際し、ご迷惑をおかけしないことを誓うとともに、活動が、本プラザの方針に合致しない場合には、団体登録を抹消されても、異議を申し立てません。

年 月 日

団体名 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_

ふりがな			
団 体 名			
ふりがな			
代表者名			
所 在 地	〒 _____ 徳島県 _____ 市・郡		
電 話	( ) _____	F A X	( ) _____
U R L			
e - m a i l		会 員 数	名
設 立 目 的		設 立	年 月 日
活 動 の 内 容			
ふりがな			
連 絡 担 当 者 名			
担 当 者 住 所	〒 _____ 徳島県 _____ 市・郡		
電 話	( ) _____	F A X	( ) _____
e - m a i l			
プラザからの お知らせ・広報誌	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送		

添 付 : ①団体の定款・規約等 ②活動実績(計画)書 ③会員(役員)名簿

※ 代表者または連絡担当者の身分証明書(運転免許証など)提示  
※ プラザからのお知らせ等は、連絡担当者へ送付します。

/  
確認

## 団体登録証

団体登録番号 号

様

### とくしま県民活動プラザ

〒770-0873 徳島市東沖洲2-14 沖洲マリンターミナルビル1F  
TEL : 088-664-8211 / FAX : 088-664-5345  
E-mail : info@plaza-tokushima.com  
URL : <https://www.plaza-tokushima.com>

開館時間 / 10:00~18:00

【研修室利用時間】火曜日~土曜日 / 10:00~21:00  
日・祝日 / 10:00~18:00

休館日 / 月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始

- この登録証は大切にしてください。
- 施設や機材を利用されるときは、登録証の提示をお願いします。
- 登録証を紛失されたとき、また代表者等登録内容に変更があったときは、すぐにご連絡ください。
- この登録証を拾得された方は、当プラザまでご連絡ください。

認定特定非営利活動法人 とくしま県民活動プラザ  
理事長 殿

団 体 登 録 変 更 届

さきに登録していました団体内容について変更が生じたので、届け出ます。

年 月 日

団体登録番号： 第 \_\_\_\_\_ 号

団体名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

ふりがな			
団 体 名			
ふりがな			
代表者名			
所 在 地	〒 _____ 徳島県 _____ 市・郡		
電 話	( _____ ) _____	F A X	( _____ ) _____
e-mail			
U R L			
設立目的		設 立	年 月 日
活 動 の 内 容			
ふりがな			
連 絡 担 当 者 名			
担 当 者 住 所	〒 _____ 徳島県 _____ 市・郡		
電 話	( _____ ) _____	F A X	( _____ ) _____
e-mail			
プラザからの お知らせ・広報誌	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送		

添 付 : 団体登録証及び変更の内容が分かるもの  
※ 変更になった箇所のみご記入ください。  
※ プラザからのお知らせ等は、連絡担当者へ送付します。

/  
確認

(様式第4号)

認定特定非営利活動法人 とくしま県民活動プラザ  
理事長 殿

## 団 体 登 録 取 消 届

当団体は、とくしま県民活動プラザの団体登録を取り消したいので、団体登録証を添えてお届けします。

年 月 日

団体登録番号： 第 \_\_\_\_\_ 号

団 体 名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_



認定特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ  
理事長 殿

団 体 登 録 証 紛 失 届

以下の理由により、団体登録証の紛失を届け出ます。

今後、団体登録証の取扱いには細心の注意を払うことを誓います。

申請年月日	年 月 日		
団体登録 番号	第 号		
団体名	フリガナ -----		
代表者名	-----		
備考			
受付年月日	※ 年 月 日	担当者	※

※欄はプラザで記入します。

認定特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ  
理事長 殿

団 体 登 録 証 再 発 行 願

以下の理由により、団体登録証の再発行を願い出ます。

今後、団体登録証の取扱いには細心の注意を払うことを誓います。

申請年月日	年 月 日		
団体登録 番号	第	号	
団体名	フガナ -----		
代表者名	-----		
再発行理由			
備考			
受付年月日	※ 年 月 日	担当者	※

※欄はプラザで記入します。

(別表)

第 1 会議室
第 2 会議室
研修室
作業室
作業室設置機器
貸出機材
資料等揭示棚